

東北地方整備局（港湾空港関係） 災害時建設業事業継続力認定制度

制度の概要

国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部

認定制度創設に至った経緯

【認定制度創設に至った経緯】

「港湾における地震津波対策のあり方(交通政策審議会港湾分科会防災部会答申)」において、港湾の災害対応力の強化が求められており、災害発生前から実施している業務の継続はもとより、災害後新たに発生する応急復旧への対応は建設業の協力なしではなしえないことが先の東日本大震災の教訓としても継承されている。

そのことを受け、東北地方整備局港湾空港部では建設業の事業継続力を評価・認定することで、より一層の防災対応力向上を図ることを目的とし、本制度を創設することとなった。

【建設会社における事業継続計画】

—建設BCPガイドラインより抜粋—

通常業務
(災害前から実施している平常時の業務)

災害発生

通常業務
(災害前からの継続業務)

応急業務
(災害後新たに発生する業務)

災害時建設業事業継続力認定制度

建設業の事業継続力向上

「災害応急対策業務に関する協定」団体の
事業継続力の向上

【災害応急対策業務に関する協定】

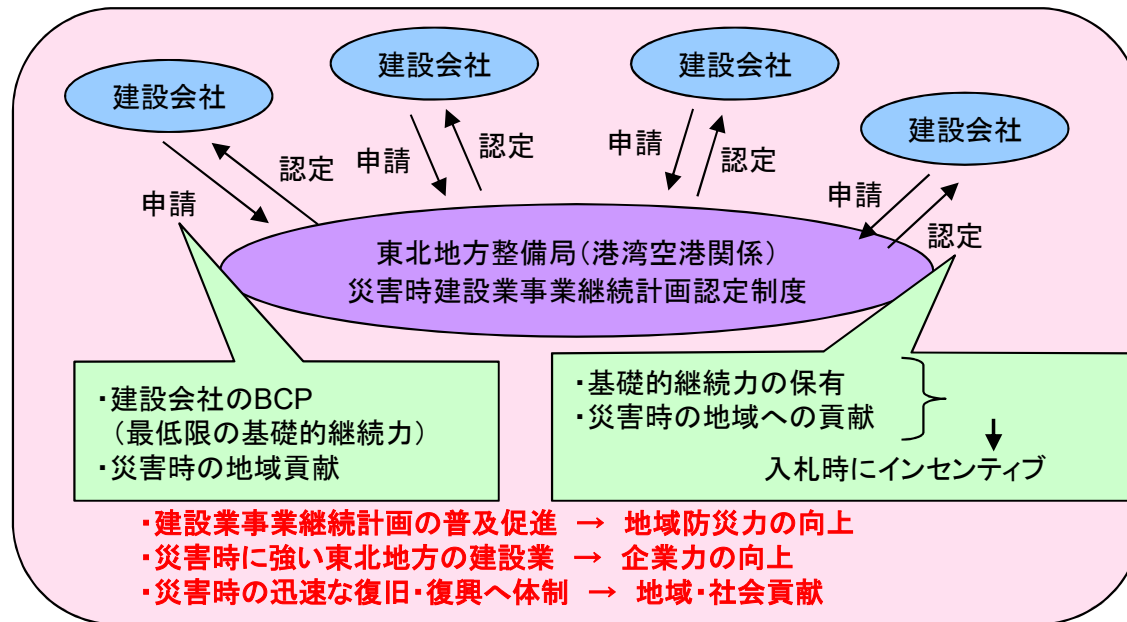
東北地方整備局では、災害等発生時に緊急的な応急復旧が必要な場合に、建設業が保有する資機材・労力等を確保するための協定を締結している。

[協定締結団体……港湾建設業の加盟する協会]
日本埋立浚渫協会 東北支部
東北港湾空港建設協会連合会
日本海上起重技術協会 東北支部

認定制度の概要

【災害時建設業事業継続力認定制度】

建設会社が備えている基礎的事業継続力を東北地方整備局港湾空港部が評価し、適合した建設会社に対する認定証の発行および、その建設会社を公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、東北地方整備局港湾空港関係業務の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を目的として行う。



○総合評価における評価内容

「地域精通度・貢献度」にて認定を受けている場合に加点

- ・ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限までの有効期限を有する認定書を対象とする。
- ・ 競争参加にあたっては、東北地方整備局(港湾空港関係)災害時事業継続認定委員会(仮称)が交付する「認定証」の写しを添付する。

認定制度の概要

【申請・認定の対象】

- ・ 対象企業は、次の要件を全て満たす建設会社
 - ① 建設業法に基づく許可を受けていること
 - ② 東北地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の決定(港湾空港関係5工種に限る)を受けていること
 - ③ ②の申請時に提出した営業所一覧に記載された東北地方整備局管内に所在する本店、支店、営業所のいずれかにおいて「災害時事業継続計画」が策定されていること

【年間の申請・認定】

- ・ 2回/年の申請・認定を実施
- ・ 認定期間は認定日より2年間

【認定の公表】

- ・ 認定証の交付を行うとともに東北地方整備局港湾空港部HPで公開

【インセンティブ】

- ・ 総合評価の地域精通度・貢献度の項目で加点(平成25年度当初予算発注工事より適用)

【実施予定】

- ・ 平成25年2月27日 発足(制度説明会)、申込開始以降は年2回認定予定
 - 上半期: 7月末日締切→9月下旬認定
 - 下半期: 1月末日締切→3月下旬認定

認定制度の基本方針・審査項目

【基本方針】

●基本方針

東日本大震災において、航路啓開など災害時における港湾建設業者の初動対応の重要性が再認識された。発災後の港湾機能の維持あるいは早期復旧のためには建設業の災害時事業継続力の確保が不可欠である。

しかしながら、近年、建設業界の経営環境はますます厳しくなり、その確保が困難化しつつある。

このため、その維持促進に資する目的で建設業者の災害時事業継続力を評価・認定し、入札時の総合評価の対象に加える。なお、評価項目については企業の過度な負担とならないように配慮しつつ、段階的に見直すこととする。

●認定対象

今回の認定は港湾空港関係に特化した制度であることから、認定対象工種は「港湾土木」「港湾等しゅんせつ」「港湾等鋼構造物」「空港等土木」「空港等舗装」とする。

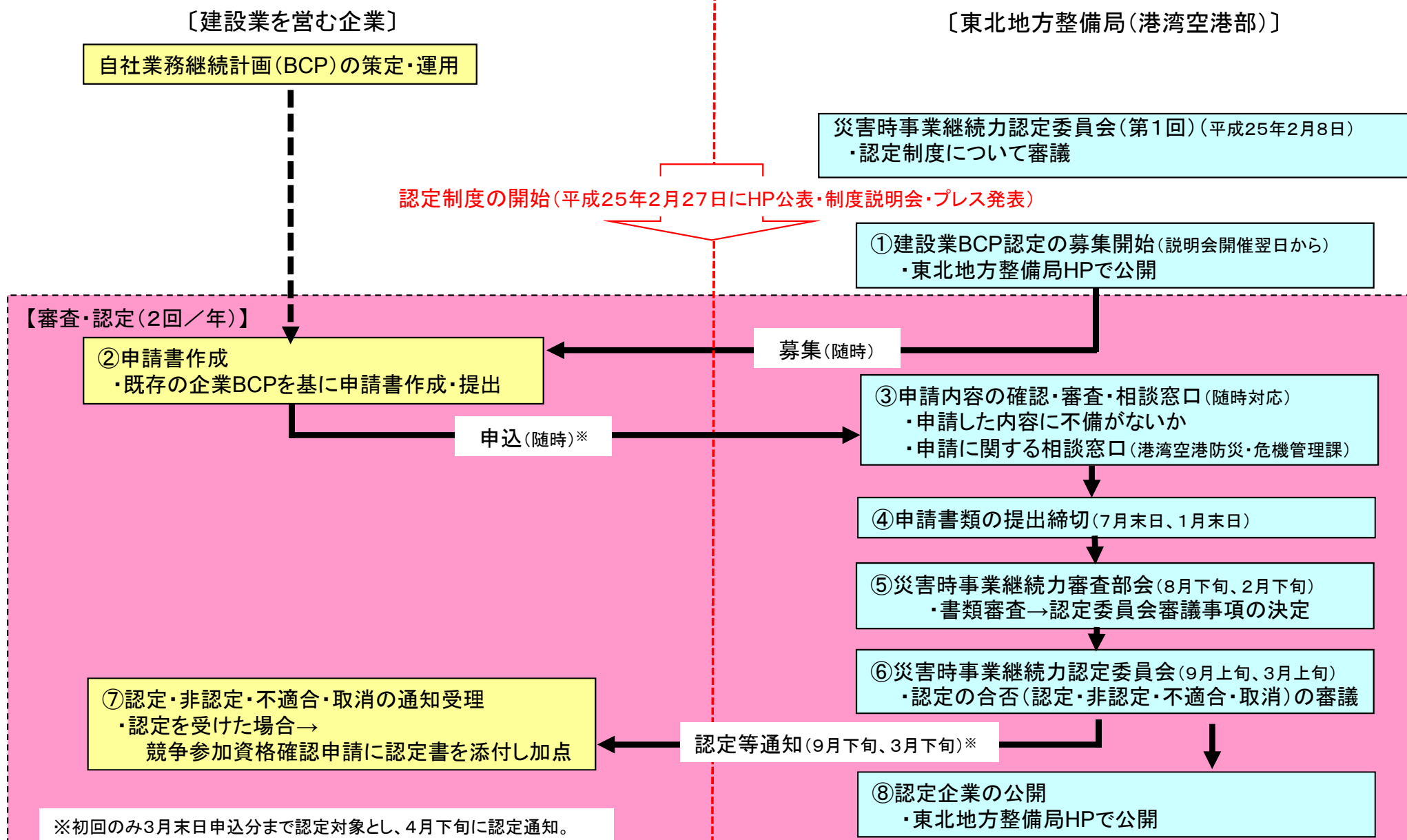
【審査項目】

認定を受ける建設業が「災害時の基礎的な事業継続力を備えるうえで重要と考えている内容が企業BCPに記載されているか」について、審査する。

確認項目	確認内容
重要業務の選定と目標時間の把握	A-1 受ける被害の想定 A-2 重要業務の選択 A-3 目標時間の把握
災害時の対応体制	B-1 社員および家族の安否確認方法 B-2 費用のさほどかからない対策 B-3 二次災害の防止 B-4 災害時の対応体制
対応拠点の確保	C-1 対応拠点、代替連絡拠点の確保 C-2 対応の発動基準
情報発信・情報共有	D-1 発災直後に連絡を取ることが重要な国、県、市町村等との相互の連絡先の認識
人員と資機材の調達	E-1 自社で確保している資源の認識 E-2 協力会社との緊急時の連絡先、連絡手段の相互認識
訓練と改善の実施	F-1 訓練計画および実施 F-2 事業継続計画の改善計画および平常時の点検計画 F-3 訓練、事業継続計画および点検の実施状況 (更新認定の場合、必須)

認定制度の審査・認定フロー

【審査・認定フロー】



認定委員会の設置

【災害時建設業事業継続力認定委員会】

建設業災害時事業継続力の審査・認定を行う機関

○委員会審議内容

- ・審査部会の審査内容を基に認定の可否等について審議
- ・認定制度について審議

○認定委員会構成員

委員長	東北地方整備局	港湾空港部長	
委員	東北地方整備局	港湾空港部	港湾空港企画官（審査部会長）
委員	東北地方整備局	港湾空港部	事業計画官（審査部会員）